

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月1日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第5号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

「
京都市のうち北区，上京区，中京区，右京区，下京区（松原中学校の
通学区域に限る。）
を
」

「
京都市のうち北区，上京区，中京区，右京区（周山中学校の通学区域
を除く。），下京区（松原中学校の通学区域に限る。）
に，
」

「

京都市立紫 野高等学校	京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長 町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大 橋辺に限る。）
----------------	--

を
」

「

京都市立紫	京都市（周山中学校の通学区域を除く。），向日市，長岡
-------	----------------------------

」

野高等学校	京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。）	に，
-------	--	----

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。），京北町，美山町，亀岡市，園部町，八木町，丹波町，日吉町，瑞穂町，和知町	
京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，宇治市，城陽市，八幡市，久御山町，京田辺市，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村，京北町，美山町，亀岡市，園部町，八木町，丹波町，日吉町，瑞穂町，和知町	を

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。），美山町，亀岡市，園部町，八木町，丹波町，日吉町，瑞穂町，和知町	
京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，宇治市，城陽市，八幡市，久御山町，京田辺市，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村，美山町，亀岡市，園部町，八木町，丹波町，日吉町，瑞穂町，和知町	に

改める。

第2条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。），美山町，亀岡市，園部町，八木町，丹波町，日吉町，瑞穂町，和知町

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，宇治市，城陽市，八幡市，久御山町，京田辺市，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村，美山町，亀岡市，園部町，八木町，丹波町，日吉町，瑞穂町，和知町

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。），美山町，亀岡市，園部町，八木町，日吉町，京丹波町

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，宇治市，城陽市，八幡市，久御山町，京田辺市，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村，美山町，亀岡市，園部町，八木町，日吉町，京丹波町

改める。

第3条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。），美山町，亀

岡市，園部町，八木町，日吉町，京丹波町

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，宇治市，城陽市，八幡市，久御山町，京田辺市，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村，美山町，亀岡市，園部町，八木町，日吉町，京丹波町

を

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。），亀岡市，南丹市，京丹波町

京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，宇治市，城陽市，八幡市，久御山町，京田辺市，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村，亀岡市，南丹市，京丹波町

に

改める。

附 則

この規則中第1条の規定は，公布の日から，第2条の規定は，平成17年10月11日から，第3条の規定は，平成18年1月1日から施行する。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）